

独立保証報告書



独立保証報告書

2013年8月1日

株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表取締役 取締役社長 小林 喜光 殿

KPMG あづさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町1丁目9番7号

代表取締役社長 

目的及び範囲

当社は、株式会社三菱ケミカルホールディングス(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した KAITEKI Report 2013 MOS 詳細報告編(以下、「KAITEKI レポート MOS 詳細報告編」という。)に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、KAITEKI レポート MOS 詳細報告編に記載されている 2012 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までを対象とした、三菱ケミカルホールディングスグループ(国内)の GHG 排出量、エネルギー消費量及び Scope 3 排出量(以下、「指標」という。)が以下に示す会社の定める基準に従って作成されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。KAITEKI レポート MOS 詳細報告編の記載内容に対する責任は会社にあり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

判断規準

会社は、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、GHG Protocol による Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard、WBCSD による Guidance for Accounting & Reporting Corporate GHG Emissions in the Chemical Sector Value Chain 等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。)に基づいて KAITEKI レポート MOS 詳細報告編を作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規準としている。

保証手続

当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003 年 12 月改訂)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2012 年 4 月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主として KAITEKI レポート MOS 詳細報告編上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- KAITEKI レポート MOS 詳細報告編の作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した三菱化学株式会社 鹿島事業所における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、KAITEKI レポート MOS 詳細報告編に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以上